特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	介護保険事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
いわき市は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
いわき市長

公表日
令和6年5月24日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	【概要】 「介護保険法」に基づき、被保険者に対して資格管理、介護保険料の賦課・徴収・還付、認定、給付事務を行っている。 【内容】 １ 被保険者の資格管理事務 ２ 介護保険料の賦課・徴収事務 ３ 保険給付の支給に関する事務 ４「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ５ 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。 ６ 介護ワンストップサービス対象手続きについて、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」から基幹システムに転記する。
③システムの名称	介護保険システム　団体内統合利用番号連携サーバー　中間サーバー　サービス検索・電子申請機能 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条（利用範囲）別表第1の68項（介護保険法） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・22の2・24の2・25・25の2・30・31の2・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55・55の2・59の3条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第46・47条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686　いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いわき市保健福祉部介護保険課 970-8686いわき市平字梅本21番地

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない(入手)　[　　]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ５ ②所属長	長寿介護課長　佐々木　篤	長寿介護課長　駒木根　通人	事後	
平成28年10月13日	Ⅱ1いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年8月31日 時点	事後	
平成28年10月13日	Ⅱ2いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年8月31日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ５ ②所属長	長寿介護課長　駒木根　通人	長寿介護課長　江尻　卓資	事後	
平成31年2月12日	Ⅰ5②所属長の役職	長寿介護課長　江尻　卓資	長寿介護課長	事後	
平成31年2月12日	Ⅰ2②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・109・117・119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・25・25の2・30・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55の2・59の3条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二の第93・94・95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・22の2・24の2・25・25の2・30・31の2・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55・55の2・59の3条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第46・47条	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ５ ①部署	保健福祉部長寿介護課	保健福祉部介護保険課	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ5②所属長の役職名	長寿介護課長	介護保険課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ8連絡先	いわき市保健福祉部長寿介護課 970-8686いわき市平字梅本21番地	いわき市保健福祉部介護保険課 970-8686いわき市平字梅本21番地	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・22の2・24の2・25・25の2・30・31の2・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55・55の2・59の3条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第46・47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の第1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56の2・58・61・62・80・81・87・90・93・94・95・97・108・109・117・120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2・3・5・6・7・10・12の3・15・19・22の2・24の2・25・25の2・30・31の2・32・33・43・43の2・44・46・47・49・55・55の2・59の3条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の第93・94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第46・47条	事後	
令和5年2月21日	Ⅰ1②事務の概要	【追加】	６ 介護ワンストップサービス対象手続きについて、サービス検索・電子申請機能を使用して受領する。	事後	
令和5年2月21日	Ⅰ1③システムの名称	介護保険システム　団体内統合利用番号連携サーバー　中間サーバー	介護保険システム　団体内統合利用番号連携サーバー　中間サーバー　サービス検索・電子申請機能　申請管理システム	事後	
令和5年2月21日	Ⅱ1いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月21日	Ⅱ2いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年6月8日	Ⅰ1②事務の概要	６ 介護ワンストップサービス対象手続きについて、サービス検索・電子申請機能を使用して受領する。	６ 介護ワンストップサービス対象手続きについて、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」から基幹システムに転記する。	事後	
令和6年5月24日	Ⅱ1．いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年3月18日 時点	事後	
令和6年5月24日	Ⅱ2．いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年3月18日 時点	事後	